

令和7年度採用

山ノ内町会計年度任用職員 募集要領

I 募集期間

令和6年11月25日（月）から令和6年12月23日（月）まで

II 募集職種

本要領「4 募集職種」をご確認ください。

III 申込方法

電子申請（インターネット経由）により申込手続きをしてください。電子申請による手続きができない場合は、VIに記載の担当までご相談ください（土・日曜を除く毎日午前8時30分から午後5時15分までの間）。ただし、申込期限直前の相談にはお応えできない場合があります。

※電子申請について

- ・山ノ内町ホームページ「令和7年度採用 山ノ内町会計年度任用職員 募集案内」ページの「申込フォーム」画面から必要事項を入力・送信してください。
- ・電子申請の前に「@town.yamanouchi.lg.jp」（@タウン・ヤマノウチ・エルジー・ジェイピー）からのメールを受け取れるように設定しておいてください。
- ・フォームで入力したメールアドレスに受付完了メールが送信されますので、メールの受信も必ず確認をお願いします。メールが届かなかった場合は、VIに記載の担当までご連絡ください。
- ・受付期間中は24時間いつでも手続きできますが、システム管理等のため一時的に利用できない場合もありますので、余裕をもって手続きしてください（12月23日中の申込有効）。

IV 選考方法

面接により選考します。面接日は令和7年1月下旬を予定しています。職種によって面接の時期が異なる場合があります。詳細については申込後にお知らせします。

V 選考結果

面接による選考結果については、面接日から1週間程度でメール等でご連絡します。

VI その他

ご不明な点は下記へお問い合わせください。

山ノ内町総務課 総務係 電話 0269-33-3111（担当：湯本、黒鳥）

1 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年4月から始まった地方公務員に係る新たな任用制度により任用される一般職非常勤職員で、任用期間は1会計年度（4月1日から翌年3月31日）ずつとなります。

任用期間中は地方公務員としての身分が保障される（不合理な理由で免職や懲戒処分を受けない）一方で、服務規程（守秘義務、命令従事義務、信頼失墜行為の禁止、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用されます。

なお、一定の基準に該当する場合、通勤に係る費用弁償や期末・勤勉手当の支給、健康保険・厚生年金・雇用保険などが適用されます。

2 主な勤務条件等

採用	競争試験又は選考による
任用期間	1会計年度内（1か月の条件付採用期間あり、再度の任用可能）
勤務時間	原則 1日7時間30分以内 / 1週間37時間30分以内
年次休暇	条件により有給休暇あり（再度の任用の場合、次年度への繰越し可）
特別休暇(有給)	公民権行使、官公署出頭、災害時の現住所滅失等、災害や事故等による出勤困難、退勤途上の危険回避、忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇、妊娠中の健康保持、不妊治療、産前産後、配偶者の出産時、配偶者出産前後の子養育
特別休暇(無給)	保育時間、看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、母子保健指導等による指導、公務上の傷病、病気休暇、骨髄移植、妊産婦の保健指導・健康診査、妊娠中の通勤緩和
分限処分	あり
懲戒処分	あり
営利企業従事	従事制限なし（副業はできますが、一定の条件を定めます）
人事評価	あり（勤勉手当支給や再度任用時に結果反映）

※始業時間、終業時間及び休憩時間は、職種や勤務場所等によって異なります。

3 報酬等

報酬額	職種により異なる
昇給	再度任用時に人事評価結果に基づき調整 ※前年度の在職期間及び職種により異なる（上限あり）
通勤手当	条件を満たす場合に費用弁償として支給
期末手当	条件を満たす場合に支給（令和7年度は、年2.50月）※予定 ①支給対象 任期6月以上の職員（週勤務時間が15時間30分未満は対象外） ②支給日等 支給日6月15日、12月15日（基準日6月1日、12月1日） ③その他 在職期間別割合を適用
勤勉手当	基準日までの勤務成績に応じて支給（令和7年度は、年2.10月）※予定 ①支給日等 支給日6月15日、12月15日（基準日6月1日、12月1日）
その他手当	原則なし（特殊な理由がある場合のみ、報酬又は費用弁償として支給）
健康保険	市町村職員共済組合等（※勤務条件による）
厚生年金	第1号（日本年金機構）
雇用保険	雇用保険
災害保障	公務災害条例又は労災保険

支給区分：①月額支給 勤務時間が週あたり37時間30分以内で暦日勤務の場合
②日額支給 勤務時間が週あたり37時間30分未満で1日単位の出勤管理の場合
③時間支給 勤務時間が1日あたり7時間30分未満での勤務の場合
※支給日は月額の場合は当月支給とし、日額・時間給の場合は翌月支給とする。

4 募集職種（別紙参照）

5 報酬額

職 種	支給区分		
	月 額	日 額	時間給
一般事務	181,935円	8,663円	1,155円
保健師・助産師	240,580円	11,456円	1,527円
管理栄養士	209,806円	9,990円	1,332円
主任介護支援専門員	223,645円	-	-
社会福祉士	215,806円	-	-
農業コーディネーター	226,935円	-	-
特別支援教育支援員	196,161円	8,663円	1,155円
保育士	181,935円～223,645円	8,663円～10,497円	1,155円～1,399円
児童支援員	181,935円～214,548円	8,663円～10,216円	1,155円～1,362円
家庭児童相談員	215,806円	-	-
給食調理員	181,935円～189,870円	8,663円～9,041円	1,155円～1,205円
教育指導主事	215,806円	-	-

※同一の職種において、資格有無、経験年数、責任の度合いなどにより報酬額が異なります。なお、令和6年度から引き続き任用された場合は、報酬額を加算する場合があります。

6 通勤手当

通勤距離が2km以上の場合に、距離に応じ費用弁償として支給します。

自動車等の使用距離	月額
片道5km未満	2,000円
片道5km～10km	4,200円
片道10km～15km	7,100円
片道15km～20km	10,000円
片道20km～25km	12,900円
交通機関利用	実費（上限55,000円）

※1週間の勤務日数が3日以下の方 1月あたりの通勤回数÷21×月額（10円未満切捨）

【駐車場協力金】自家用車使用のため勤務地の駐車場を利用する場合、駐車場協力金を徴収します。（報酬が月額支給の方は1月900円、日額・時間給支給の方は1日45円）

7 年次休暇

(1) 1週間の勤務日又は1年間の勤務日による日数

1週間の勤務日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日数		217日以上	169～216日	121～168日	73～120日	48～72日
任 期	6月を超え1年以下	10日	7日	5日	3日	1日
	5月を超え6月以下	7日	5日	4日	2日	1日
	4月を超え5月以下	5日	3日	2日	1日	1日
	3月を超え4月以下	3日	2日	1日	1日	0日
	2月を超え3月以下	2日	1日	1日	0日	0日
	1月を超え2月以下	1日	0日	0日	0日	0日

※勤務日が5日以上とするものは、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。

(2) 継続勤務年数による加算後の日数

1週間の勤務日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日数		217日以上	169～216日	121～168日	73～120日	48～72日
継続勤務期間の年度数	1年度	11日	8日	6日	4日	2日
	2年度	12日	9日	6日	4日	2日
	3年度	14日	10日	8日	5日	2日
	4年度	16日	12日	9日	6日	3日
	5年度	18日	13日	10日	6日	3日
	6年度	20日	15日	11日	7日	3日

(3) 年次休暇は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。

8 特別休暇

有給の特別休暇	期 間
1-1 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
1-2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
1-3 地震、水害、火災その他の災害による場合 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき イ 職員及び同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	7日の範囲内の期間
1-4 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
1-5 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため	必要と認められる期間
1-6 職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため	町長の定める期間（下記③）
1-7 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため	町長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間（下記④）
1-8 夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進、家庭生活充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の6月から10月までの期間内において3日（※2）
1-9 妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき	職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
1-10 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合は10日）の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない職員は、勤務時間を考慮し町長が定める時間）（※1）
1-11 8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定である職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
1-12 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く）
1-13 妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない職員は、勤務時間を考慮し町長が定める時間）（※1）

1-14 妻が出産する場合であって出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない職員は、勤務時間を考慮し町長が定める時間）（※1）
---	---

無給の特別休暇	期 間
2-1 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
2-2 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む）を養育する職員が、その子の看護（負傷、疾病にかかった子の世話又は疾病予防を図るための子の世話）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（2人以上の場合は10日）の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない職員は、勤務時間を考慮し町長が定める時間）（※3）
2-3 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（要介護者）の介護その他の世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母（職員と同居者に限る） イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ウ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者	1の年度に5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない職員は、勤務時間を考慮し町長が定める時間）（※3）
2-4 要介護者を介護するため、職員の申し出に基づき、要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（指定期間）内において勤務しないことが相当であると認められる場合	指定期間内において必要と認められる期間（※4）
2-5 要介護者を介護するため、要介護者ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間（※5）
2-6 生理日における就業が著しく困難な場合	必要と認められる期間
2-7 母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るために必要な場合	必要と認められる期間
2-8 公務上の負傷又は疾病のため療養する場合	必要と認められる期間
2-9 負傷又は疾病のため療養する場合	町長の定める期間（下記⑤）（※2） ※新型コロナウイルス感染症罹患による療養は職免扱い
2-10 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための提供希望者として登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合の検査、入院等	必要と認められる期間
2-11 妊娠中及び産後1年を経過しない女子職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	町長の定める時間
2-12 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	町長の定める時間

9 育児休業

地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例の例による。

10 保険加入

(1) 健康保険

原則として全員が市町村職員共済組合の健康保険に加入します。

以下のうち、いずれかの条件に該当する場合は必ず加入となります。

ア 1週間の所定労働時間が30時間以上で、1月の勤務が15日以上

イ 1週間の所定労働時間が20時間以上で、報酬月額が88,000円（通勤手当除く）以上、かつ2月を超えて引き続き任用することが見込まれる場合

(2) 厚生年金 第1号厚生年金被保険者として厚生年金適用（日本年金機構）

(3) 雇用保険 1週間の所定労働時間が20時間以上で、任用期間が31日以上の見込みの場合は、必ず加入

(4) 労災保険 全員加入

11 根拠法令

山ノ内町では、地方公務員法第22条の2第1項第1号による会計年度任用職員を任用します。